

【津山城イルミネーション・ライトアップ事業企画運営業務】

企画提案（公募型プロポーザル）実施要領

令和4年3月

津山観光キャンペーン推進会議

【津山城イルミネーション・ライトアップ事業企画運営業務】 企画提案実施要領

1. 趣旨

令和4年7～9月に開催予定の「岡山デスティネーションキャンペーン」に合わせ、本市の歴史を象徴する誘客拠点である津山城（鶴山公園）に、イルミネーション・ライトアップ等で幻想的な光の演出を施すこととする。この新たな夏のイベントを通じて感動を創出することにより、本市の魅力向上させ、夜間の観光客・宿泊客の誘客を促進し、併せて全国にまちの魅力をPRすることで知名度の向上及び観光誘客を図る。

2. 業務の概要

(1) 業務名称

津山城イルミネーション・ライトアップ事業企画運営業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり。

(3) 業務期間

契約締結日から令和4年10月31日（月）まで

(4) 提案上限額（消費税及び地方消費税額を含む）

金20,000千円（消費税及び地方消費税の税率を10%として計算した税込金額）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、後述する「提案価格書（様式4）」を提出する際の総金額（税込）は上記提案上限額を超えてはならない。

(5) 支払条件 完了後支払い

(6) 実施方式 公募型プロポーザル

(7) その他 本事業は、津山市の負担金を財源に実施するため、津山市議会で、本事業にかかる令和4年度津山市一般会計当初予算の議決が得られないとき、またはその予算執行の承認が得られないときは、本企画提案にかかる委託業務を行わない。

(8) 主催及び事務局

主催者 津山観光キャンペーン推進会議

事務局 津山市役所 産業文化部 観光振興課

〒708-8501 岡山県津山市山北520（東庁舎2階）（担当：山本・大田）

電話 0868-32-2082 ファクシミリ 0868-32-2154

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) イルミネーションやライトアップによる夜間景観創出事業の実績があり、かつ2（4）で示した規模相当の実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない

いこと。

- (3) 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（令和2年津山市告示1号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）の期間中でないこと。また、指名停止要綱に基づく指名停止等の基準に該当していないこと。なお、公募開始の日から結果通知の日までに上記に該当する場合は参加資格を失うものとする。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同上第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (6) 国税、岡山県税及び津山市税並びに申請者（受託者がいる場合は受託者）の属する市町村税を滞納している者でないこと。
- (7) 法人格を有していること。
- (8) 岡山県内に、契約締結権を有する本社、支社、事業所、営業所等を有すること。

※基準日：参加申込書等の受理日から提案事業者と委託契約を締結する日まで

4. スケジュール

- 令和4年3月 7日（月） 公募開始（津山市公式観光サイト「つやま小旅」）
- 令和4年3月14日（月） 午後5時：質問提出締切
- 令和4年3月22日（火） 予 定：質問への回答
- 令和4年3月24日（木） 午後5時：一次審査（参加資格）申し込み締切
- 令和4年3月28日（月） 予 定：一次審査（参加資格）結果についてファクシミリ送信及び郵送
- 令和4年4月 5日（火） 午後5時：企画提案書等の提出締切
- 令和4年4月12日（火） 予 定：二次審査（書類及びプレゼンテーション審査）実施
- 令和4年4月中旬 予 定：二次審査（書類及びプレゼンテーション審査）結果通知送付

5. 提示書類

企画提案の募集にあたり、以下の書類を提示する。

No.	提示書類
1	企画提案実施要領（本書）
2	参加申込書 兼 誓約書（様式1）
3	企画提案書表紙（様式2）
4	営業実績書（様式3）
5	提案価格書（様式4）
6	業務協力契約予定書（様式5）
7	質問書兼意見書（様式6）
8	委任状（様式7）

9	津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式8）
10	採点基準表（別紙1）
11	仕様書

6. 質問・回答

- (1) 提出方法 「質問書兼意見書（様式6）」によりファクシミリで事務局まで提出すること。なお電話で送受信の確認を必ず行うこと。ファクシミリ以外の方法による質問は受け付けない。
- (2) 提出期限 令和4年3月14日（月）午後5時まで（必着）
- (3) 提出場所 産業文化部のファクシミリ
ファクス番号 0868-32-2154
- (4) 回答方法 津山市観光公式サイト「つやま小旅」のお知らせへ掲載する。
- (5) 回答日時 令和4年3月22日（火）予定

7. 一次審査（参加資格）申し込み

- (1) 提出書類 本実施要領、仕様書及び関係諸法令を理解・遵守の上で次の書類を提出すること。

No.	提出書類	区分	部数
1	参加申込書 兼 誓約書（様式1）	必須	1部
2	営業実績書（様式3）	必須	1部
3	委任状（様式7）※プロポーザルに係る委任	必要に応じて	1部
4	津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式8）	必須	1部
5	法人の国税の納税証明書の写し （その3の3）	必須	1部
6	法人の岡山県発行の県税等の完納証明書	岡山県に課税がある場合のみ	1部
7	法人の津山市発行の市税等の完納証明書	津山市に課税がある場合のみ	1部
8	法人の属する市町村税等の完納証明書	他市町村に課税がある場合のみ	1部
9	登記事項証明書（現在事項証明）の写し	必須	1部
10	印鑑証明書	必須	1部
11	財務諸表の写し（直近決算のもの）	必須	1部

※5～8は申請日から3ヶ月以内に発行されたもの

- (2) 提出方法 提出書類を産業文化部観光振興課へ郵送（書留又は簡易書留）又は持参すること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受け付けない。
- (3) 提出期限 令和4年3月24日（木）午後5時必着
- (4) 審査結果 令和4年3月28日（月）の予定で審査結果をファクシミリ及び郵送にて通知する。

8. 二次審査（企画提案書の提出）

（1）提案書の内容

- a. 本業務に対する基本的考え方、業務実施体制、スケジュール、業務実績など業務提案にあたっての基本的事項を示すこと。
- b. 事業の目的や趣旨、仕様書で求めている項目の提案を行うこと。

（2）提出書類

No.	提出書類	区分	部数
1	企画提案書（上記2件の提案を含む） 表紙：「企画提案書（様式2）」1部のみ押印 本編：任意様式 10部	必須	10部
2	企画提案書に関する参考資料 任意の書式で【参考】と明示	任意	10部
3	これまでに携わったイルミネーション・ライト アップ事業関係資料	任意	10部
4	提案価格書（様式4）	必須	1部
5	業務協力契約予定書（様式5）	任意	1部

☆本編は企画提案書のみで完結し、参考資料がなくても説明できること

☆企画提案書本編のサイズはA4（縦・横どちらでも可）とし、ヘッダーやフッターなどに御社の社名を記入しないこと

（3）提出期限

令和4年4月5日（火）午後5時まで

9. 二次審査（プレゼンテーション）

実施日 令和4年4月12日（火）を予定

※詳細は参加申込書の提出期限後に、企画提案事業者あてに通知する。

内 容 ①企画提案書の内容について説明を行うこと

②提案内容に関する質疑に答えること

時 間 提案者説明 15分

質疑 10分

※その他、プレゼンテーションの準備及び片付けの時間に5分を予定している。

出席者 企画提案ヒアリングに出席する者は、最大3名までとする。

機器等 企画提案ヒアリングを行うにあたり、以下の機器は、本市にて準備する。説明用のパソコンはプロジェクターに接続可能なものを提案者にて準備すること。

①プロジェクター

②スクリーン

③プロジェクター用コード

10. 審査及び選考

(1) 審査・選考方法

「津山城イルミネーション・ライトアップ事業企画運營業務事業者選考審査委員会」(以下、審査委員会)で別紙1 採点基準表を基に審査を行い、総得点が高い者から順位付けをし、最も高い者を最優秀提案者とする。最高得点を取得したものが複数となった場合は、企画提案書の内容で、採点基準表の「2. 企画提案力」について、最も高い提案者を最優秀提案者とし、それでもなお同点の場合は、審査委員会の合議により順位を決定し、本業務の最優秀提案者として選定する。

ただし、最低基準点(総得点が満点の60%)を超える者だけを特定の対象とする。

なお、応募業者が1社の場合でも審査を行い、要件を満たしている場合には選考する。

(2) 最優秀提案者

審査委員会にて選考された最優秀提案者には、津山観光キャンペーン推進会議と仕様及び価格等を協議した上で、書面にて決定通知を受けることにより受託事業者となる。ただし、津山観光キャンペーン推進会議は最優秀提案者と協議が調わない場合、次点者と協議を行うことがある。

(3) 審査結果に対するいかなる異議も申し立てることはできない。

(4) 受託事業者

受託事業者は、津山観光キャンペーン推進会議と契約を締結し、受託業務を実施する。

(5) プロポーザルの中止

応募事業者がなかった場合には、このプロポーザルは中止する。

11. その他

(1) 費用負担

説明会、企画提案書の作成・提出、ヒアリングの参加等一切の経費は、企画提案者の負担とする。また提出書類は返却しない。

(2) 業務実施責任者の変更

企画提案書に記載した業務実施責任者を変更する場合には、事前に津山観光キャンペーン推進会議に届け出るものとする。

(3) 企画提案書等の著作権等に関する権利について

①最優秀提案者となった事業者の企画提案書等の著作権は、津山観光キャンペーン推進会議に提出された企画提案書等の全部又は一部を津山観光キャンペーン推進会議が無償で使用(複製、転記、転写又は修正)することに同意するものとする。

②津山観光キャンペーン推進会議に提出された企画提案書等の所有権は、津山観光キャンペーン推進会議が無償で移転するものとする。

(4) 本事業受託後の成果物の著作権等について

①本事業の一切の成果物に関するすべての著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)は、納品を行った時点で津山観光キャンペーン推進会議に移転するものとする。

②本事業の一切の成果物に関するすべての著作権者人格権を行使しないものとする。受託者が著作権者と異なる場合には著作権者人格権を著作権者に行使させないものとする。

- (5) 企画提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (6) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (7) 審査の結果については、津山市観光公式サイト「つやま小旅」上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。
- ①最優秀提案者名（最優秀提案者以外の者は仮名で公表する）
 - ②評価順位及び点数（最優秀提案者以外の者は仮名で公表する。点数については、項目ごとの評価点を公表する。）
 - ③見積金額
- また後日、提案者全員に郵送により通知する。
- なお、企画提案者から提出された企画提案書については、津山市情報公開条例第7条第3号の規定（開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるもの）に基づき開示しないものとする。
- (8) 次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。
- ① 実施要領等に示した参加資格に適合しない者が行った応募
 - ② 参加者の記名及び押印を欠く参加、又は、参加事項を明示しない応募
 - ③ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
 - ④ 2通以上の書類提出がなされた応募
 - ⑤ 提出書類に虚偽の記載のある応募
 - ⑥ 選考結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ⑦ プレゼンテーションを欠席した場合
 - ⑧ 見積上限額を超えた見積の応募
 - ⑨ その他実施要領等において示した条件等、参加に関する条件に違反した応募
- (9) 参加申込書提出後に辞退する場合には、辞退届（様式任意）を提出すること。

12. 事務局

津山観光キャンペーン推進会議事務局（津山市役所産業文化部 観光振興課内）
〒708-8501 岡山県津山市山北520（東庁舎2階）（担当：山本・大田）
電話 0868-32-2082 ファクシミリ 0868-32-2154